

所得税還付申告説明会を開催します

給与所得者(年末調整が済んでいる方)で、医療費控除や住宅借入金等特別控除を申告する方と、年金受給者の方を対象に確定申告書の説明と受け付けを行います。

◆説明会区分および日時

期 日	受付開始時間	説明開始時間	説明区分	場 所
1月28日(月)	午前9時30分	午前10時	給与所得者の医療費控除申告	市保健センター 研修室(2階)
	午後1時	午後1時30分	給与所得者の住宅借入金等特別控除申告	
1月31日(木)	午前9時30分	午前10時	年金受給者の申告	

- ・参加者多数の場合は、会場の都合上お断りする場合がありますので、ご了承ください。
- ・説明開始時刻までに受け付けを済ませてください。当日は説明を聞きながら、ご自分で申告書を作成していただきますので、説明開始時刻に遅れますと確定申告書などの作成ができない場合があります。
- ・説明会は説明区分に従って行いますので、当日の説明区分に該当されない方は、受け付けをお断りする場合がありますので、ご了承ください。

※住宅借入金等特別控除の申告については、平成19年中に新築または増築された方が対象です。

◆共通して必要な書類

源泉徴収票原本(平成19年分)、
計算機、筆記用具、印鑑(認め印)、
還付金の振込口座が分かるもの
(申告者本人名義のもの)

◆各種控除に必要なもの

《医療費控除を受ける方》

1 医療費の領収書(会社や健康
保険組合などからの医療費明細
書は不可)

※あらかじめ、治療を受けた人ご
と、病院・薬局ごとに集計して
おいてください。

2 生命保険会社や健康保険組合
などから給付、補てんされた額
の分かる書類

《住宅借入金等特別控除を受ける方》

1 住民票の写し(源泉徴収票と
同一の名前)

2 住宅取得資金に係る借入金の
年末残高証明書(借入先が発行)

3 家屋の登記簿謄(抄)本(登記
事項証明書:水戸地方税务局取
手出張所で交付)

4 建物の請負(売買)契約書の写
し

5 その他

①建物の取得とともに土地などの
取得のための借入金などがある
方は、前記1~4のほかに

・その敷地の登記簿謄(抄)本
(登記事項証明書)

・その敷地の取得に係る契約書の
写し

・ひたち野地区にお住まいの方は
仮換地証明書(UR都市機構茨
城地域支社ひたち野常総開発事
務所で確認)

②増改築などを行った方は前記
1~3のほかに

・増改築に係る請負契約書の写し
(ただし、工事代金が100万
円を超えること)

・建築確認通知書の写し、検査済
証の写し、または建築士から交
付を受けた増改築工事証明書

③一定のバリアフリー改修工事を

行った方

バリアフリー改修工事の適用には要件がありますので、詳しくは竜ヶ崎税務署までお問い合わせください。

④中古住宅を取得された方

中古住宅の適用には一定の要件がありますので、詳しくは竜ヶ崎税務署までお問い合わせください。

《年金受給者の方》

1 社会保険料支払証明書(国民健康保険税、介護保険料、任意継続保険料など)

2 生命保険料、地震保険料(従来の短期損害保険料控除が廃止となり、新たに地震保険料控除が新設されましたのでご注意ください。ただし平成18年末までに締結した長期損害保険については、従前の損害保険料控除が

受けられます)の控除証明書
3 医療費控除を合わせて受けるときは、《医療費控除を受ける方》を参照してください。

平成19年分の確定申告の相談および受け付けは、平成20年2月18日(月)から3月17日(月)まで(土・日曜日を除く)です。
ただし、2月24日(日)と3月2日(日)の2日間に限り、税務署、

市役所とも申告の相談、受け付けを実施します。
また、確定申告用紙は、1月21日から市役所でもお渡しできる予定です。

お問い合わせ 市税務課
☎ 873・2111内線105
61059

税務署からのお知らせ

所得税の還付申告をされる方は、1月から申告書の提出をすることができず。

確定申告期間中は、申告会場および駐車場が大変混雑します。おおよび還付を受けるための確定申告書を提出される方は、自分で作成して郵送などで早めの提出をお願いします。

なお、平成19年分所得税・消費税の確定申告書については、所得税・消費税の確定申告が必ず必要と思われる納税者の方に対して、平成20年1月28日(月)ごろ発送する予定です。

平成19年分確定申告の相談および申告書受付は次のとおりです。

【所得税】平成20年2月18日(月)～平成20年3月17日(月)

【贈与税】平成20年2月1日(金)～平成20年3月17日(月)

【消費税および地方消費税】平成20年3月31日(月)まで

国税庁ホームページから申告ができます

◆ホームページから申告ができます

国税庁では、確定申告に関する各種情報を納税者の方に提供するため、ホームページを開設しています。

◆農業所得の計算は収支計算で！

所得金額は、収入金額から必要経費を差し引いて計算する「収支計算」が原則です。

所得税の確定申告書(土地建物および株式の譲渡所得を含みます)、決算書・収支内訳書、消費税の確定申告書および贈与税の申告書の作成ができる「確定申告書等作成コーナー」もありますので、ぜひご利用ください。
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

収支計算をすると経営状態が把握でき、損失が出た年はその損失をほかの所得から差し引いて計算することができます。

農業に関する出荷伝票や領収書を保管し、収入金額や必要経費などを記録しておきましょう。

詳しくは、竜ヶ崎税務署個人課税部門(☎0297・60・2029)までお問い合わせください。

お問い合わせ 竜ヶ崎税務署
☎ 0297・66・1303